# 令和9年度
# 摂津市立学童保育室
# 入室申請のご案内




## 【一斉受付】

**令和8年11月2日（月）午前9時～**

**令和8年11月20日（金）午後11時59分**

入室申請案内

市ホームページ

・令和9年度一斉受付の申込方法はオンライン申請のみ(※)となります。

**※オンライン申請が困難な場合は、書面での申請も可能ですのでこども政策課までお問い合わせください。**

・一斉受付期間内の申請は先着順ではありません。

・現在、入室中または待機中で、新年度においても入室を希望される児童についても、申請が必要です。

【お問い合わせ先】

摂津市教育委員会事務局 こども家庭部 こども政策課

☎ 06-6383-1980（直通）

06-6383-1111（大代表）

072-638-0007（代表）

〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号

# 令和9年度入室の一斉受付について

令和9年4月から学童保育室の入室を希望する児童の受付は、次の日程で行います。

**一斉受付**

令和8年11月2日（月）午前9時～

令和8年11月20日（金）午後11時59分

※一斉受付終了後は、欠員が生じたときに入室候補となる待機児童として受付します。

※定員を超える申し込みがあった場合は、保育の必要性が高い児童から順に入室決定します。

**重要**

**令和9年度一斉受付の申請方法は<u>オンライン申請のみ</u>（※）となります。**

**※オンライン申請が困難な場合は、書面での申請も可能ですのでこども政策課までお問い合わせください。**

入室一斉受付

**一斉受付期間（11月2日から11月20日）は、**
**こちらから申請をお願いします。**

**一斉受付期間後（11月21日以降）は、**
**こちらから申請をお願いします。**
**※入室決定の可否が4月以降になる可能性があります。**

入室一斉期間外

## 1．入室等の手続きについて

### （1）入室申請するための要件

学童保育室の利用にあたっては、令和9年4月1日時点で、入室を希望する児童が次の要件に該当することが必要です。

① 摂津市に居住していること。

② 学校教育法に規定する小学校又はこれに準ずると教育委員会が認める学校の児童。（対象学年は下表のとおり）

| 学童保育室 | 所在地 | 対象学年 |
|---|---|---|
| 鳥飼学童保育室 | 鳥飼下 1-7-1 | 第1学年～第4学年 |
| 味舌学童保育室 | 三島 2-13-38 | 第1学年～第4学年 |
| 千里丘学童保育室 | 千里丘 3-15-4 | 第1学年～第3学年 |
| 味生学童保育室 | 一津屋 2-19-1 | 第1学年～第4学年 |
| 摂津学童保育室 | 三島 3-14-60 | 第1学年～第4学年 |
| 別府学童保育室 | 東別府 5-1-33 | 第1学年～第4学年 |
| 三宅柳田学童保育室 | 学園町 2-9-1 | 第1学年～第4学年 |
| 鳥飼西学童保育室 | 鳥飼西 3-1-1 | 第1学年～第4学年 |
| 鳥飼北学童保育室 | 鳥飼本町 5-10-1 | 第1学年～第4学年 |

③ 保護者の就労又は傷病等の理由によりその保育に欠けること。

・ 就労の場合、就労証明書または内職証明書の提出が必要です。
※自営業等の場合は、開業届・営業許可証・確定申告書等の写しが別途必要となります。
（午後3時以後の時間帯を含む勤務が月平均16日以上）

・ 保護者が傷病の場合は、傷病証明書、介護・看護の場合は、介護・看護申立書の提出が必要です。

・ 保護者が産前・産後休暇中は利用できます。利用する場合は、母子手帳の母親の氏名が分かるページと分娩予定日が分かるページ、または出産届出済証明のページの写しの提出が必要です。

・ 保護者が学校に通学する場合、学校の在学証明書と授業時間割（カリキュラム）の提出が必要です。
（午後3時以後の時間帯を含む時間割が月平均16日以上）

**※保護者の育児休業中は入室対象外です。ただし、一斉受付期間の申し込みに限り、現在育児休業を取得中で、4月中または5月1日から職場に復帰予定の方についてのみ入室申請を受付します。なお、入室後の育児休業の取扱いについては4ページをご確認ください。**

## （2）申請の方法

**オンライン申請の場合**

入力フォームの注意書きをよく読み必要事項を入力してください。

●家庭で児童を保育できない理由を証明する書類（就労証明書等）は、PDF にするか書面を写真撮影したものを添付してください。
※保護者及び18歳以上満65歳未満の同居者全員分が必要です。
就学している場合は、学生証や在学証明書または入学許可証の写し（在学期間の記載があるもの）等を添付してください。

**※一斉受付期間中に書類、証明の準備ができない場合は、就労証明書下部の「誓約書」にご記入いただき、添付してください。なお、準備でき次第、ご連絡ください。**

**※書類の証明欄に修正液等による消去、訂正、加筆等がある場合や記入漏れがある場合は受付できません。申請前にご自身で必ず確認ください。誤って記入した箇所には、ボールペンで二重線を引き訂正してください。**

**●口座振替依頼書は銀行届出印を押印いただき、直接、銀行にご提出ください。**
※12月末までに銀行に提出してください。（取扱金融機関は、9ページに記載）
※印鑑レス口座の場合、銀行届出印は不要です。
**※現在入室中で、口座振替により納付されている方は提出不要です。**
※本依頼書が必要な方は、当課まで申し出ていただければ郵送します。

**※ 入力内容に不備等あれば、申請時入力いただいたメールアドレスにメールをお送りしますので、ご確認ください。**

**書面申請の場合**

下記の書類をそろえて申請してください。
申請書等書類が必要な方は、当課まで申し出ていただければ郵送します。
右記ホームページからもダウンロード可能です。
**※郵送で提出の場合は、11月20日（金）の消印有効分までは一斉受付とします。**

市ホームページ

① 摂津市立学童保育室入室申請書（様式第1号）
② 摂津市立学童保育室入室申請にかかる同意書
③ 家庭で児童を保育できない理由を証明する書類（就労証明書等）
※保護者及び18歳以上満65歳未満の同居者全員分が必要です。
④ 摂津市立学童保育室保育料減免申請書【対象者のみ】
⑤ 摂津市立学童保育室延長保育利用申込書【希望者のみ】
⑥ 摂津市立学童保育室土曜日保育利用申込書【希望者のみ】
⑦ 摂津市立学童保育室保育料口座振替依頼書【銀行に提出】

**申請時の注意点**

入室申請をする場合、次のことに十分注意をしてください。
① 入室の要件に該当しない場合や書類がそろっていない場合は、受付できません。
② 申請後、勤務状況や世帯の状況に変更があった場合、また申請を辞退する場合は、こども政策課まで連絡してください。
③ 申請時に市外に在住で、4月までに転入が確定している方についても一斉受付期間に申し込んでください。
④ 一斉受付終了後は、欠員が生じた時に入室候補となる待機児童として受付します。
⑤ 利用開始前に学童保育室保育料を滞納している場合は、入室できません。
また、入室後に3ヵ月以上保育料を滞納した場合、退室となることがあります。
※個人情報は、学童保育事業のために使用するものであり、その他の目的に使用するものではありません。

**（3）入室決定通知の発送**

一斉受付期間に申請された方には、2月末頃に入室の可否をお知らせします。
定員を超える申し込みがあった場合は、保育の必要性が高い児童から順に入室決定します。また、一斉受付後に申請をされた方には、欠員が生じた時点で書類審査を行い、お知らせします。

**(4)入室決定の取り消し**

入室決定後に次のいずれかが判明した時は、入室決定を取り消します。
① 入室申請書類等の内容に偽りがあった場合
② 世帯の状況や、家庭で児童の保育ができない理由に変更があり、その内容が入室の要件を満たさなくなった場合など

（必要な手続きは下の表の通りです。）

| 保護者（世帯）の状況等 | 必要な手続き |
|---|---|
| 保護者の育児休業取得 | 定員に満たない学童保育室については、継続して入室を許可します。<br>定員を超えている学童保育室については、産後休暇終了日の属する月の月末で退室となります。退室届をご提出ください。<br>なお、産後の体調不良や出産した子の状況等により児童の保育ができない場合など内容によって継続して入室を許可しますので、ご相談ください。 |
| 保護者の退職 | 退職日の属する月の月末で退室となります。退室届をご提出ください（ただし、退職後にすぐ求職活動をされる場合は、求職期間として退職日から3か月間は学童を継続して利用可能です。求職活動をされる場合はあらかじめ学童保育室にその旨をお伝えください。3か月間経過しても再就職しない場合は、退職日から3か月間経過した日の属する月の月末で退室となりますので、退室届をご提出ください。）。 |
| その他、児童の保育に欠ける原因となっていた状況の変化 | 入室申請するための要件となっていた状況に変化があった場合、その内容によっては退室が必要となります。詳細についてはこども政策課までお問い合わせください。 |

③ 正当な理由なく、3ヵ月以上保育料を納付しない場合
④ その他管理運営上、不適当と認める場合

### (5)退室の手続き

児童が学童保育室に1日でも在籍していれば、当該月の保育料納付の対象になります。所定の退室届を提出しない限り、その児童は在籍扱いとなりますので、十分ご注意願います。退室される場合は、あらかじめ学童保育室に連絡の上、退室届（様式第4号）を提出してください。

## 2.学童保育室の事業内容について

### (1)指導方針

① 児童の健康管理、安全確保、情緒の安定を図ります。
② 遊びを通して自主性、社会性、創造性を培います。
③ その他放課後児童健全育成上必要な活動を行います。

### (2)開室期間

令和9年4月1日（木）～令和10年3月30日（木）

## (3)開室日および開室時間

① 月曜日～金曜日……午後1時30分 ～ 午後5時30分
② 春・夏・冬休み……午前8時30分 ～ 午後5時30分
③ 入学・卒業式 ……午前8時30分 ～ 午後5時30分
④ 始業・終業式 ……午前10時 ～ 午後5時30分
⑤ 短縮授業日等……授業終了後 ～ 午後5時30分
⑥ 休校保育等……午前8時30分 ～ 午後5時30分
※ 延長保育（平日・必要な方のみ） ……午後5時31分 ～ 午後7時
※ 土曜日保育（必要な方のみ）……午前9時 ～ 午後5時

## (4)延長保育

入室児童で、午後5時31分以降も保育が必要な場合、延長保育を利用することができます（申込みが必要）。就労証明書に記載の勤務時間終了後、勤務先から学童保育室に直接お迎えに来られる時間が午後5時31分以降となる場合が対象になります。
また、延長保育料（延長保育料についてはP8ページ（3）に記載）及び保護者によるお迎えが必要となります。

## (5)土曜日保育

保護者の就労等により土曜日の保育が必要となる場合のみ利用できます（申込みが必要）。就労証明書において、土曜日の勤務ありとされている方が対象です。
保育時間は、午前9時～午後5時（午後5時までに全児童が退室した場合は、その時点で閉室）です。

## (6)閉室日及び閉室期間

① 日曜日、祝日
② 夏　　季　　令和9年8月13日（金）・14日（土）・15日（日）
③ 年末年始　　令和9年12月29日（水）～令和10年1月3日（月）
④ 年 度 末　　令和10年3月31日（金）
⑤ その他指定日（教育委員会が必要と認めた日および期間）
・天災やその他の緊急事態発生により学校が臨時休校となった日および期間
・インフルエンザ等により学級または学年で臨時休業の処置になった時、その学級または学年に在籍している児童のみ、その学級または学年の臨時休業が解除されるまでの期間

## (7)開室場所および定員

開室場所は全小学校内の学童保育室で開室し、定員は学童保育室ごとに設けています。申請数がその定員を超えた保育室につきましては待機となり、公正な方法により選考を行い、欠員が生じた場合に順次入室とします。

## (8)昼食

学校の給食がない日は、ご家庭でお弁当の用意をしてください。

## (9)学校終了後の学童保育室への移動

学童保育室への移動については引率しませんので、児童が直接学童保育室へ行くようにご家庭でお話しください。

## (10)学童終了後の下校

指導員は学校の門までの送り出しとなります。通常保育後は、児童の帰りについては、できるだけ保護者のお迎えをお願いします。**延長保育を利用する場合は、必ず保護者のお迎えをお願いします。**

## (11)保育中の与薬

与薬は医療行為になるため、学童保育室での保育中に指導員が行うことはできません。

## (12)保育中の事故の予防等

保育中の事故の予防について、次のとおりご協力をお願いします。

① 指導員の指示に必ず従うよう、ご家庭でお話しください。
② 保育室や校舎内では走らない、危険な場所では遊ばないように指導員が児童に指導しますが、ご家庭でもお話しください。
③ 食中毒による事故を防ぐため、指導員による調理は一切行いません。
ご家庭でお弁当を作る時も腐敗しにくい食材を使用するなど工夫をしてください。
④ 児童の病気などで長期欠席される時は、必ず事前に指導員まで連絡してください。
⑤ 児童が設備・物品などを故意に破損した場合、修繕にかかる費用は保護者の自己負担となります。
⑥ 習い事などのために事前に早帰りの申し出があっても、天候や災害などの影響により安全でないと判断した場合は、小康状態になるまで学童保育室で待機していただくことになりますのでご留意ください（学童保育室からの個別のご連絡は行いません。緊急時であってもなお早帰りを希望される場合は、その都度学童保育室へご連絡ください）。

## (13)団体傷害保険

学童保育中の事故でケガ等があった場合は、応急処置をするほか、教育委員会が加入する団体傷害保険を適用しますが、それ以外の責任は負いません。

（補償内容）１名あたり　死亡3,000万円、後遺障害 4,500 万円
入院日額 4,000円、通院日額 1,500 円

※ケガ等で医療機関を受診した場合の自己負担額は保護者負担となりますので、教育委員会加入の団体傷害保険の補償内容を超える補償を希望される場合は、保護者各自で傷害保険に加入してください。

## (14)免責事項

学童保育室事業以外のことについては、責任を負いません。

### (15)民間委託

鳥飼・摂津・三宅柳田学童保育室の運営は、民間に委託し運営を行っています。

## 3.学童保育室の保育料等について

### (1)通常保育料の額

児童1人につき月額6,000円です。

但し、同一世帯で2人以上の児童が入室する場合、2人目以上の児童は1人につき3,000円です。

月の途中の入室または退室であっても、保育料の日割り計算による減額はありません。

児童が学童保育室に1日でも在籍していれば、保育料納付の対象になります。

### (2)保育料の減免制度

次の世帯は、保育料を減額または免除することができます。

① 生活保護世帯……保育料を全額免除

② 前年度市民税非課税世帯……保育料を全額免除

③ 前年分所得税非課税世帯……保育料を半額免除
（1人目保育料が3,000円、2人目以降が1,500円）

④ 災害等により保育料の納付が困難となった世帯……市長が定める額を免除

#### 保育料減免の必要書類

保育料を減免するには、次の書類が必要です。

① 摂津市立学童保育室保育料減免申請書（様式第5号）
入室する児童につき1枚　**※オンライン申請の場合は、入力フォームに入力**

② 下の表にある保育料の減免区分を証明する書類が必要です。

| 減免区分 | 必要書類 | 取り寄せ先 |
|---|---|---|
| 生活保護世帯又は<br>中国残留邦人等<br>自立支援給付受給<br>世帯 | 生活保護受給証明書又は<br>支援給付受給証明書 | 生活支援課 |
| 前年度市民税<br>非課税世帯 | 令和8年度（令和7年分）<br>市民税所得課税証明書<br>※令和8年1月1日現在、摂津市に住民登録のある方は不要 | 税証明発行窓口<br>（令和8年1月1日現在、住民登録されていた市町村の税務担当課） |
| 前年分所得税<br>非課税(※)世帯 | 所得税が記載された書類<br>【給与所得者】<br>令和8年分源泉徴収票の写し<br>【自営業者等】<br>令和8年分確定申告書の写し<br>（提出年月日を記載してください。） | 【給与所得者】<br>事業所等の給与担当<br>【自営業者等】<br>税務署ほか |
| 災害等により保育料の納付が困難となった世帯 | その他の必要書類 | こども政策課へご相談ください。 |

※所得税非課税…住宅借入金等特別控除の適用により所得税が課されない場合を除く。

**保育料を減免する期間**

学童保育室に入室する日以前に減免申請書の提出があった場合は、入室する日の属する月から保育料を減免します。

学童保育室に入室した後に保育料減免の申請があった場合は、申請のあった翌月から保育料を減免します。

## (3)延長保育（希望者のみ）にかかる延長保育料の額

日額 150 円、1 ヵ月の上限額は 2,250 円です。

但し、同一世帯で2人以上の児童が同じ日に延長保育を利用する場合、第2子以降は無料です。

※事前に延長保育の申込みをしていない方でも、午後5時31分以降に引き続き在室していた場合は延長保育料がかかります。

※延長保育料は減免の対象ではありません。

## (4)保育料を滞納された場合

督促状を発送し、**自宅及び保護者の職場に対して督促の電話をします。**

また、正当な理由がなくて3ヵ月以上保育料を納付しない場合、入室決定を取り消します。

滞納分の保育料は、児童手当から充当することもできますので、お申し出ください。

## (5)保育料の納付

口座振替または摂津市役所内の指定金融機関窓口及び摂津市収納代理金融機関の本・支店の窓口にて毎月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）までに納付してください。

通常保育料は当月払い、延長保育料は翌月払いとなります。

※4月のみ ： 延長保育を利用しても、通常保育料のみ請求
ただし、新2・3・4年生で前年度の3月に延長保育の利用があった場合は、4月に延長保育料を請求。

※5月以降 ： 延長保育を利用した場合、当月分の通常保育料と前月分の延長保育料を併せて請求

※口座振替を希望される場合は、銀行での手続きが必要となります。

※今後、口座振替の日が変更になった場合は、別途お知らせいたします。

※4月に保育料の口座振替がなく、3月延長保育料の納付がある場合は、納付書払となりますのでご注意ください。

【取扱金融機関】

保育料の納付は、摂津市役所内の指定金融機関及び下の表の摂津市収納代理金融機関の本・支店で取り扱いしています。（令和8年10月1日現在）

| 銀行名 | 口座振替の取り扱い | 納付書払いの取り扱い |
|---|---|---|
| りそな銀行 | ○ | ○ |
| 三菱 UFJ 銀行 | ○ | × |
| 三井住友銀行 | ○ | × |
| 京都銀行 | ○ | ○ |
| 関西みらい銀行 | ○ | ○ |
| 池田泉州銀行 | ○ | ○ |
| 大阪信用金庫 | ○ | ○ |
| 北おおさか信用金庫 | ○ | ○ |
| 尼崎信用金庫 | ○ | ○ |
| のぞみ信用組合 | ○ | ○ |
| 近畿産業信用組合 | ○ | ○ |
| 近畿労働金庫 | ○ | ○ |
| 北大阪農業協同組合 | ○ | ○ |
| 茨木市農業協同組合 | ○ | ○ |

## (6)おやつ代等

おやつ代等は、保育料に含まれません。

※おやつ代等は各学童保育室保護者会の運営となっていますので、教育委員会は責任を負いません。